

みんなで取り組む 生活排水対策

資料編



千葉県マスコットキャラクター チーバくん

2020年3月

千葉県環境生活部水質保全課

資料編目次

1	関連データ集	p2
2	環境基準	p6
	(1) 公共用水域の環境基準及び測定方法		
	(2) 生活環境の保全に関する環境基準の水域類型指定状況		
3	関係法令（抜粋）	p17
	(1) 水質汚濁防止法		
	(2) 浄化槽法		
	(3) 下水道法		
	(4) 千葉県環境保全条例		
4	関係情報へのリンク	p22

1 関連データ集

表1 飲食物や調理からの汚れの量
食品・調味料の負荷

食品・調味料名	BOD濃度 (mg/l)	空素濃度 (mg/l)	りん濃度 (mg/l)	捨てる量	BOD (g)	空素 (mg)	りん (mg)
砂糖*	450,000	-	-	10g	4.5	-	-
味噌*	370,000	21,000	2,700	10g	3.7	210	27
醤油*	220,000	25,000	3,900	10g	2.2	250	39
ソース*	240,000	1,200	190	10g	2.4	12	1.9
ドレッシング*	660,000	1,500	100	10g	6.6	15	1.0
マヨネーズ*	1,290,000	4,400	870	10g	12.9	44	8.7
ケチャップ*	157,000	1,900	580	10g	1.6	19	5.8
お茶	290	15	4	180ml	0.05	2.7	0.7
コーヒー	5,900	350	62	180ml	1.1	63	11
缶コーヒー	116,000	2,400	590	180ml	21	430	106
牛乳	83,000	4,900	1,340	180ml	14.9	880	240
ジュース	110,000	420	110	180ml	20	76	20
スポーツドリンク	46,000	50	20	180ml	8.3	9	3.6
ウイスキー	160,000	130	0	180ml	29	23	0
ワイン	150,000	270	130	180ml	27	49	23
日本酒	188,000	710	103	180ml	34	128	19
ビール	89,000	340	132	180ml	16	61	24

*:濃度の単位はmg/kg, 捨てる量の目安(10g:大さじ7分目, 180ml:コップ1杯)

表2 調理からの負荷

試料名	BOD濃度 (mg/l)	空素濃度 (mg/l)	りん濃度 (mg/l)	捨てる量 (ml)	BOD (g)	空素 (mg)	りん (mg)
米のとき汁(4合)	2,400	29	7.8	4,500	10.8	130	35
(1回目のとき汁)	11,100	111	32	700	7.8	78	22
スパゲティのゆで汁	5,400	55	17	1,000	5.4	55	17
うどん・そばのゆで汁	1,030	22	6.3	1,000	1.0	22	6.3
魚の下ごしらえ	1,300	60	13	2,000	2.6	120	26
ラーメンの汁	26,000	1,180	290	180	4.7	210	52
味噌汁	37,000	-	-	180	6.7	-	-
コーンクリームスープ	126,000	1,300	210	180	22.7	230	38
おでんの煮汁	96,000	4,200	970	180	17.1	760	175
だし汁	1,730	210	82	180	0.3	38	15
かぼちゃの煮汁	87,000	5,200	830	15	1.3	78	12.5
肉じゃが	52,000	-	-	15	0.8	-	-
ミートソース	150,000	2,400	370	15	2.3	36	5.6
古い食油	1,670,000	1,400	30	15	25.0	21	0.5
台所用液体洗剤	200,000	3,200	10	7.5	1.5	24	0.1

ゆで汁:麺1人前(スパゲティ 100g, うどん 250g, そば 170g)を1,000mlのお湯でゆでる

魚の下ごしらえ:アジ(中)1匹を処理

捨てる量の目安(180ml:コップ1杯, 15ml:大さじ1杯)

出典: 国立公害研究所(現(独)国立環境研究所, 以下同様) (用水と廃水 1990.5)

表3 台所用ろ紙袋及び網による除去率

項目	ろ過材	台所用ろ紙(%)	網(ストッキング)(%)
	SS	52.1	30.9
	COD	7.0	2.8
	T-N	21.5	15.0
	T-P	4.1	2.0
	ヘキサン抽出物質	40.7	29.3

出典：千葉県水質保全研究所（現環境研究センター水質地質部，以下同様）水保研資料 36
簡易沈殿槽による生活雑排水処理（その2）

表4 ゴミ受けから流れ出る汚れの量

ゴミの種類と量	ゴミ受けの種類	汚れの量(mg/ℓ)				
		BOD	COD	T-N	T-P	SS
パン粉(8g) キャベツ(60g)	三角コーナー+水 切り袋	1390	1500	67	27～	220
		～	～	～	71	～
お茶がら(50g)	三角コーナー+ナ イロンストッキング	3710	3900	150		1500
大根おろし(60g)		2040	2000	90	44	380
ご飯(30g)						
コーヒーかす(30g)	三角コーナーのみ	3050	3100	130	56	1800

出典：埼玉県川越消費生活センター（平成4年度商品テスト技術・評価研究会事例発表要旨集）より作成

表5 食器のふき取りによる除去負荷量

食事 No.	献立	ふき取った食器	1人1食当たり負荷量			
			BOD (g)	COD (g)	T-N (mg)	T-P (mg)
夕食1	すきやき風煮物, サラダ, ご飯, みそ汁	フライパン, 皿, どんぶり, 茶わん, 汁わん	5.30	1.40	57.4	4.17
2	おでん, さしみ, おひたし, ご飯, みそ汁	なべ, 皿, 汁わん	0.60	0.34	19.4	2.36
3	炒め物, みそ汁, ご飯	皿, 汁わん, 茶わん	0.45	0.27	9.3	0.81
4	ビーフシチュー, サラダ, パン	なべ, 皿, ボウル, スプーン	4.47	1.20	36.0	3.15
5	カレーライス, おひたし, 冷ややっこ	なべ, 皿, スプーン	2.43	1.27	60.0	7.81
6	ひんかこ, フライポテト, サラダ, あじ干物, ご飯	フライパン, 皿	7.33	1.67	75.3	21.0
7	ハンバーグ, サラダ, 漬物, ご飯, みそ汁	なべ, フライパン, 皿, ボウル, 小鉢, 汁わん	3.20	1.28	78.8	13.1
8	やまかけ, サラダ, スープ, ご飯	小鉢, ボウル, 皿, 茶わん	0.09	0.10	3.7	0.75
9	魚塩焼き, 南瓜煮物, 和え物, みそ汁, ご飯	魚焼きグリル, なべ, 皿	10.7	1.80	83.3	12.0
10	ポークソテー, 炒め物, サラダ, 煮豆, ご飯	フライパン, 皿, ボウル, フォーク, ナイフ	0.58	0.11	7.9	2.78
平均値			3.52	0.94	43.1	6.79
朝食1	ソーセージ炒め, 生卵, 酢の物, 果物, パン	フライパン, 皿	0.92	0.31	30.8	3.37
2	ゆで卵, ハム, マヨネーズ, ジュース, パン	なべ, 皿, コップ, カップ	0.93	0.43	18.7	3.83
3	サラダ, 果物, パン	皿	0.22	0.25	1.8	0.40
4	魚照り焼き, ホウレン草炒め, ご飯, みそ汁	フライパン, なべ, 皿, 汁わん	0.34	0.11	9.9	1.31
5	目玉焼き, ソーセージ炒め, サラダ, パン	フライパン, 皿, ボウル, フォーク, ナイフ	0.72	0.21	6.6	1.83
平均値			0.63	0.26	13.6	2.15

出典：千葉県水質保全研究所（全国公害研会誌 Vol. 22 No. 1（1997））

表6 米のとぎ汁, 洗いの負荷（米3合当たりの負荷量）

米の種類	とぎ汁, 洗いの種類*	BOD (g)	COD (g)	T-N (mg)	T-P (mg)
市販精米A	初洗い水	1.71	1.53	58.1	50.1
	とぎ汁	4.00	2.90	134	142
	後洗い水	0.48	0.48	24.8	16.7
	合計	6.19	4.91	217	209
市販精米B	初洗い水	2.34	1.71	83.9	78.6
	とぎ汁	3.50	2.50	117	121
	後洗い水	0.82	0.64	37.6	26.2
	合計	6.66	4.85	239	226
自家精米	初洗い水	3.33	2.61	88.9	91.8
	とぎ汁	3.50	2.90	102	113
	後洗い水	1.10	0.90	40.0	33.2
	合計	7.93	6.41	231	238
無洗米A	洗い水	0.49	0.44	19.9	5.1
無洗米B	洗い水	0.22	0.21	12.7	3.4

*水量は初洗い水および無洗米の洗い水 900ml, とぎ汁 1000ml, 後洗い水 2000ml である。

出典：千葉県水質保全研究所（全国公害研会誌 Vol. 22 No. 1（1997））

表7 生活用品に含まれるBOD, COD, 窒素(T-N), リン(T-P)

(*: 単位 g/l, **: 単位 mg/l)

品名	BOD (g/kg)	COD (g/kg)	T-N (mg/kg)	T-P (mg/kg)	使用量	BOD (g)	COD (g)	T-N (mg)	T-P (mg)
台所洗剤 A	280*	100*	4,420**	3.5**	10ml	2.8	1.0	44	0.035
台所洗剤 B	300*	110*	3,430**	1.9**	10ml	3.0	1.1	34	0.019
シャンプー A	82*	130*	26,600**	3.1**	10ml	0.82	1.3	260	0.031
シャンプー B	180*	160*	8,400**	1.2**	10ml	1.8	1.6	84	0.012
ハミガキ剤 A	210	180	267	84,900	2g	0.42	0.36	0.53	170
ハミガキ剤 B	220	160	242	318	2g	0.44	0.32	0.48	0.64
合成洗剤(口外タイプ) A	400	110	599	51.6	33g	13	3.6	20	1.7
合成洗剤(口外タイプ) B	360	120	382	67.5	33g	12	4.0	13	2.2
粉石けん A	810	270	158	53.8	60g	49	16	9.5	3.2
粉石けん B	750	290	117	70.0	60g	45	17	7.0	4.2
手作り石けん(固形) A	1,300	480	67.0	12.1					
手作り石けん(固形) B	1,200	450	56.3	7.3					
柔軟仕上げ剤 A	11*	73*	1,160**	3.1**	33ml	0.36	2.4	38	0.10
柔軟仕上げ剤 B	31*	53*	987**	1.6**	33ml	1.0	1.7	33	0.052
入浴剤 A	7.9	6.4	21.7	136	15g	0.12	0.096	0.33	2.0
入浴剤 B	21	10	15.1	114	15g	0.31	0.15	0.23	1.7

出典：千葉県水質保全研究所（全国公害研究会誌 Vol. 22 No. 1 (1997)）

2 環境基準

(1) 公共用水域の環境基準及び測定方法

「水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号)」より抜粋

1) 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003 mg/L以下	JIS K0102 55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと	JIS K0102 38.1.2及び38.2に定める方法、38.1.2及び38.3に定める方法、38.1.2及び38.5に定める方法又は付表1に掲げる方法
鉛	0.01 mg/L以下	JIS K0102 54に定める方法
六価クロム	0.05 mg/L以下	JIS K0102 65.2に定める方法(ただし、JIS K0102 65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合にあつては、JIS K0170-7の7(a)又はb)に定める操作を行うものとする。)
砒素	0.01 mg/L以下	JIS K0102 61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	付表3に掲げる方法
P C B	検出されないこと	付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006 mg/L以下	付表5に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/L以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/L以下	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01 mg/L以下	JIS K0102 67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	硝酸性窒素にあつてはJIS K0102 43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあつてはJIS K0102 43.1に定める方法
ふっ素	0.8 mg/L以下	JIS K0102 34.1若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、JIS K0170-6の6 図2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は34.1.1c)(注(2)第三文及び34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつてはこれを省略することができる。)及び付表7に掲げる方法
ほう素	1 mg/L以下	JIS K0102 47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサソ	0.05 mg/L以下	付表8に掲げる方法

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、JIS K0102 43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものとJIS K0102 43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

2) 生活環境の保全に関する環境基準

・ 河川（湖沼を除く。）

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値					該 当 水 域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 自然環境保全及 びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL 以下	第1の2の(2) により水域類型 ごとに指定する 水域
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下 の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL 以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/100mL 以下	
C	水産3級 工業用水1級及 びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—	
D	工業用水2級 農業用水及びE の欄に掲げるもの	6.0以上8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認 められないこと。	2mg/L以上	—	
測定方法		規格12.1に定める方法 又はガラス電極を用いる 水質自動監視測定装置により これと同程度の計測結果の 得られる方法	規格21に定める	付表9に掲げる方法	規格32に定める方法 又は隔膜電極若しくは光学式 センサを用いる水質自動監視 測定装置によりこれと同程度 の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海でもこれに準ずる。）
- 2 農業用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）
- 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海でもこれに準ずる。）
- 4 最確数による定量法とは、次のものをいう（湖沼、海でもこれに準ずる。）
試料10mL、1mL、0.1mL、0.01mLのように希釈した4段階（希釈量が0.1mL以下の場合、1mLを希釈して用いる。）を5本ずつBGL培養管で培養し、35～37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100mL中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を希釈したもの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を希釈したもの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように適当に希釈して用いる。なお、培養後、直ちに試験ができないときは、冷蔵して数時間以内に試験する。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全

- 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
 " 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 " 3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない程度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの稚魚が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03mg/L 以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの糞を掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は稚魚の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの稚魚が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの糞を掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は稚魚の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04mg/L 以下	
測定方法		規格31に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	
備考 1 基準値は、年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）					

・ 湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				該当水域	
		水素イオン濃度	化学的酸素要求量	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)		大腸菌群数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100mL 以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下	
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上8.5以下	8mg/L 以下	ゴミ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	—	
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格17に定める方法	付表9に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	
備考 1 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。							

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
 " 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用
 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全りん	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下	第1の2の(2)により 水域類型ごとに指定する水域
Ⅱ	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下	
Ⅲ	水道3級（特殊なもの）及びⅣ以下の 欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下	
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
Ⅴ	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下	
測定方法		規格45.2、45.3、45.4 又は45.6に定める方法	規格46.3に定める方法	
備考 1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれのある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3 農業用水については、全りんの項目の基準値も適用しない。				

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
 3 水産 1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 " 2種：ワカサギ等の水産生物用並びに水産3種の水産生物用
 " 3種：コイ、フナ等の水産生物用
 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸 及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03mg/L 以下	第1の2の(2)により 水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04mg/L 以下	
測定方法		規格3に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	

エ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		該当水域
		底層溶存酸素量		
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L以上		第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L以上		
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上		
測定方法		規格2に定める方法又は付表13に掲げる方法		

備考
 1 基準値は、日間平均値とする。
 2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

・ 海域

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度	化学的酸素要求量	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽	
A	水産1級 水浴 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL以下	検出されぬこと	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
B	水産2級 工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出されぬこと	
C	環境保全	7.0以上8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—	
測定方法		規格2.11に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格7に定める方法(ただし、B類型の工業用水及び水産2級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法)	規格2に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	付表13に掲げる方法	

備考
 1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL以下とする。
 2 アルカリ性法とは、次のものをいう。
 検水50mLを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液 (10w/v%) 1mLを加え、次いで過マンガン酸カリウム溶液 (2mmol/L) 10mLを正確に加え、のち、沸騰した水浴中に正確に20分放置する。その後、過マンガン酸カリウム溶液 (10w/v%) 1mLとアジ化ナトリウム溶液 (4w/v%) 1滴を加え、冷却後、硫酸 (2+1) 0.5mLを加えて、過マンガン酸を遊離させて、それを水浴の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様処理した空白値を求め、次式によりCOD値を計算する。
 $COD (O_2/mg/L) = 0.08 \times ((b) - (a)) \times f \times Na_2S_2O_8 \times 1000 / 50$
 (a) : チオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) の滴定値(mL)
 (b) : 蒸留水について行った空白値(mL)
 f : チオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) の力価

- (注) 1 自然環境保全：自然採捕等の環境保全
 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用並びに水産2級の水産生物用
 " 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない程度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全りん	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下	
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
IV	水産3種 工業用 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下	
測定方法		規格45.4又は45.6に定める方法	規格46.3に定める方法	
備考				
1 基準値は、年間平均値とする。				
2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。				

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.01mg/L 以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007 mg/L 以下	0.006mg/L 以下	
測定方法		規格33に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	

エ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	該当水域
		底層溶存酸素量	
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L以上	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L以上	
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上	
測定方法		規格22に定める方法及び付表13に掲げる方法	
備考			
1 基準値は、日間平均値とする。			
2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいたる場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。			

(2) 生活環境の保全に関する環境基準の水域類型指定状況

1) 類型指定図

・河川・湖沼 (BOD・COD)

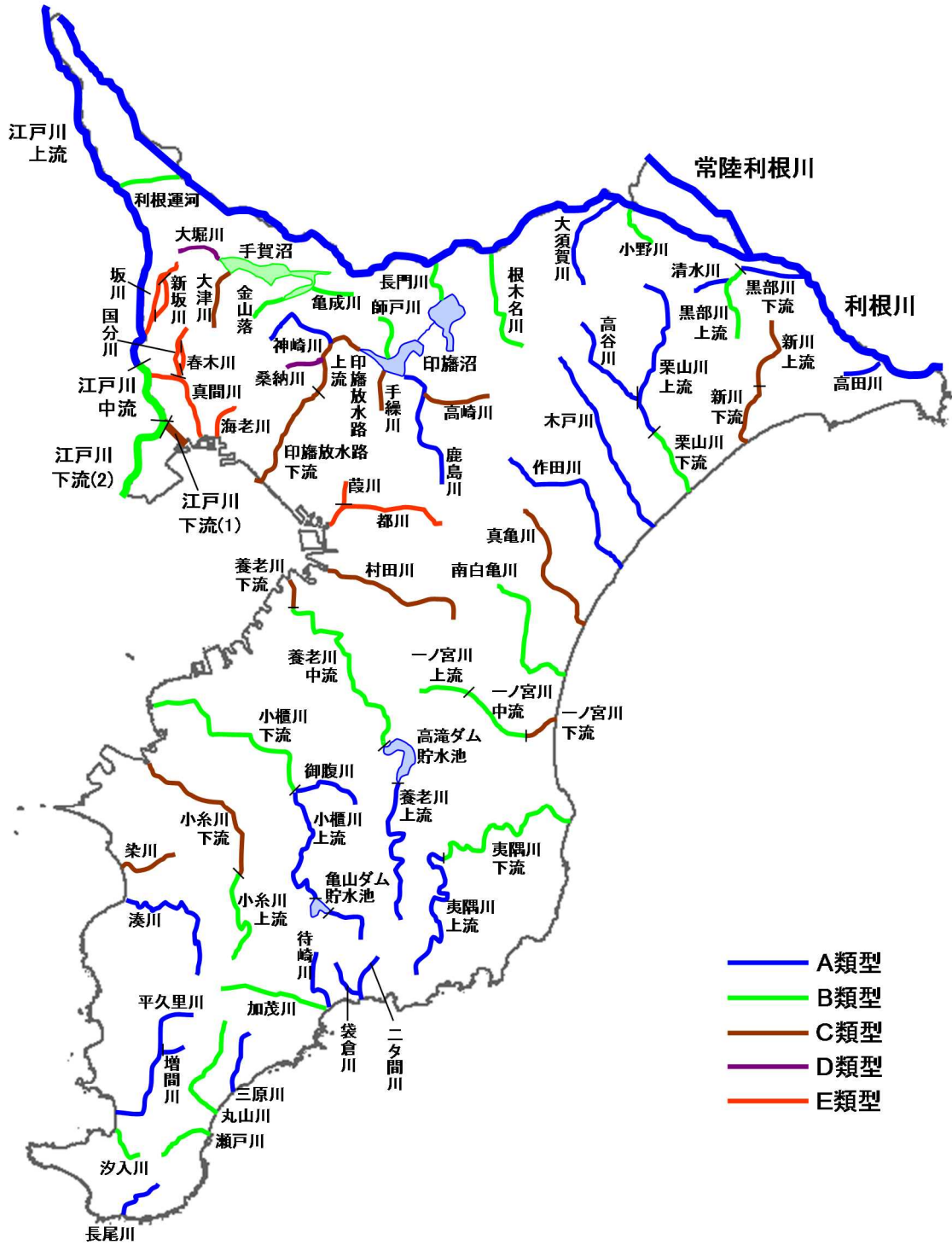


図1 千葉県内河川・湖沼 類型指定状況 (BOD・COD等)

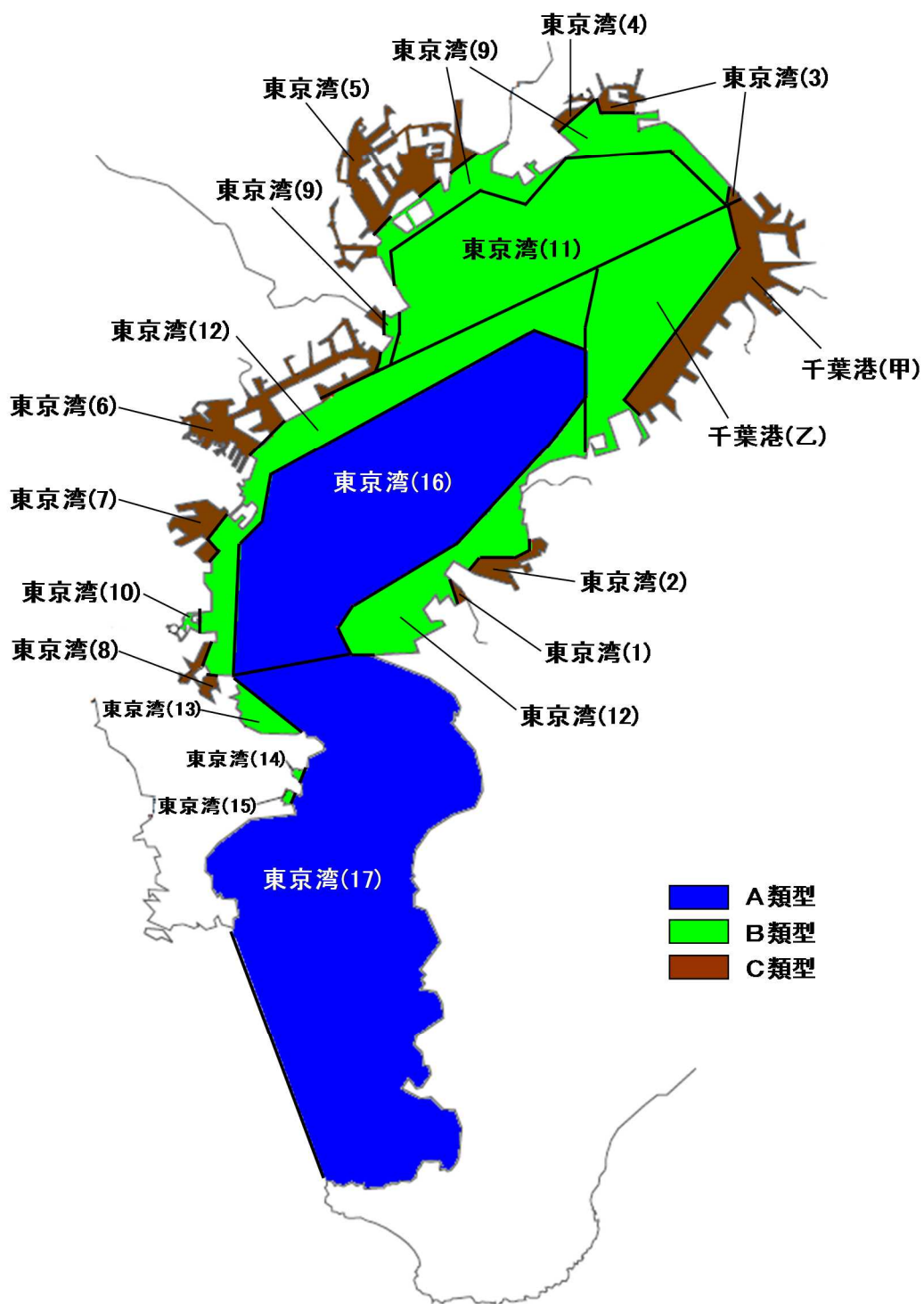


図2 東京湾類型指定状況 (COD 等)

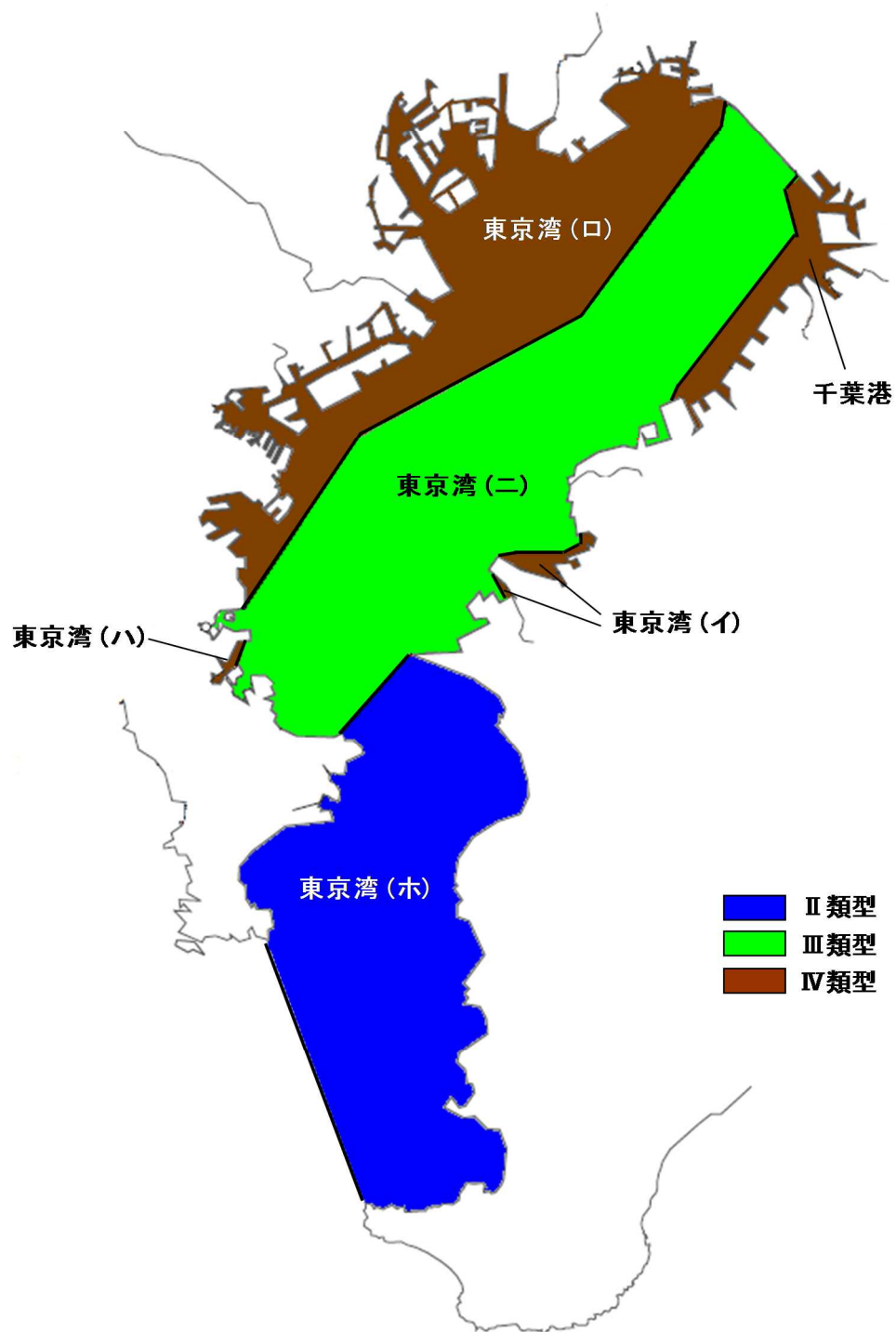


図3 東京湾類型指定状況（全窒素・全磷）



図4 東京湾類型指定状況（水生生物）

3 関係法令（抜粋）

（１）水質汚濁防止法

（目的）

第一条 この法律は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によつて、公共用水域及び地下水の水質の汚濁（水質以外の水の状態が悪化することを含む。以下同じ。）の防止を図り、もつて国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「公共用水域」とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号及び第四号に規定する公共下水道及び流域下水道であつて、同条第六号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）を除く。）をいう。

9 この法律において「生活排水」とは、炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い公共用水域に排出される水（排水を除く。）をいう。

第二章の二 生活排水対策の推進

（国及び地方公共団体の責務）

第十四条の五 市町村（特別区を含む。以下この章において同じ。）は、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るための必要な対策（以下「生活排水対策」という。）として、公共用水域の水質に対する生活排水による汚濁の負荷を低減するために必要な施設（以下「生活排水処理施設」という。）の整備、生活排水対策の啓発に携わる指導員の育成その他の生活排水対策に係る施策の実施に努めなければならない。

2 都道府県は、生活排水対策に係る広域にわたる施策の実施及び市町村が行う生活排水対策に係る施策の総合調整に努めなければならない。

3 国は、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁に関する知識の普及を図るとともに、地方公共団体が行う生活排水対策に係る施策を推進するために必要な技術上及び財政上の援助に努めなければならない。

（国民の責務）

第十四条の六 何人も、公共用水域の水質の保全を図るため、調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の使用等を適正に行うよう心がけるとともに、国又は地方公共団体による生活排水対策の実施に協力しなければならない。

（生活排水を排出する者の努力）

第十四条の七 生活排水を排出する者は、下水道法その他の法律の規定に基づき生活排水の処理に係る措置を採るべきこととされている場合を除き、公共用水域の水質に対する生活排水による汚濁の負荷の低減に資する設備の整備に努めなければならない。

（生活排水対策重点地域の指定等）

第十四条の八 都道府県知事は、次に掲げる公共用水域において生活排水の排出による当該公共用水域の水質の汚濁を防止するために生活排水対策の実施を推進することが特に必要であると認めるときは、当該公共用水域の水質の汚濁に関係がある当該都道府県の区域内に生活排水対策重点地域を指定しなければならない。

一 水質環境基準が現に確保されておらず、又は確保されないこととなるおそれが著しい公共用水域

二 前号に掲げるもののほか、自然的及び社会的条件に照らし、水質の保全を図ることが特に重要な公共用水域であつて水質の汚濁が進行し、又は進行することとなるおそれが著しいもの

2 都道府県知事は、生活排水対策重点地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

- 3 生活排水対策重点地域の指定をしようとする地域に係る公共用水域が他の都府県の区域にわたる場合においては、都府県知事は、その指定をしようとする旨を当該他の都府県の都府県知事に通知しなければならない。
- 4 都道府県知事は、生活排水対策重点地域の指定をしたときは、その旨を公表するとともに、当該生活排水対策重点地域をその区域に含む市町村（以下「生活排水対策推進市町村」という。）に通知しなければならない。
- 5 前三項の規定は、生活排水対策重点地域の変更について準用する。

（生活排水対策推進計画の策定等）

第十四条の九 生活排水対策推進市町村は、生活排水対策重点地域における生活排水対策の実施を推進するための計画（以下「生活排水対策推進計画」という。）を定めなければならない。

- 2 生活排水対策推進計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - 一 生活排水対策の実施の推進に関する基本的方針
 - 二 生活排水処理施設の整備に関する事項
- 3 生活排水対策推進計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、生活排水対策に係る啓発に関する事項を定めるよう努めるものとする。
- 4 生活排水対策推進市町村が生活排水対策推進計画を定めようとするときは、当該生活排水対策重点地域内の他の生活排水対策推進市町村と連携を図らなければならない。
- 5 生活排水対策推進市町村は、生活排水対策推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、その生活排水対策重点地域を指定した都道府県知事に通知しなければならない。
- 6 前項の通知を受けた都道府県知事は、当該市町村に対し、生活排水対策の推進に関し助言をし、その推進に関し特に必要があると認める場合にあつては勧告をすることができる。
- 7 生活排水対策推進市町村は、生活排水対策推進計画を定めたときは、その内容を公表しなければならない。
- 8 第四項から前項までの規定は、生活排水対策推進計画の変更について準用する。

（生活排水対策推進計画の推進）

第十四条の十 生活排水対策推進市町村は、当該生活排水対策重点地域内の他の生活排水対策推進市町村と連携を図りながら、生活排水対策推進計画に定められた生活排水対策の実施の推進に関する基本的方針に従い、生活排水処理施設の整備、生活排水対策に係る啓発その他生活排水対策の実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（指導等）

第十四条の十一 生活排水対策推進市町村の長は、生活排水対策推進計画を推進するために必要と認める場合には、その生活排水対策重点地域において生活排水を排出する者に対し、指導、助言及び勧告をすることができる。

（２）浄化槽法

（目的）

第一条 この法律は、浄化槽の設置、保守点検、清掃及び製造について規制するとともに、浄化槽工事業者の登録制度及び浄化槽清掃業の許可制度を整備し、浄化槽設備士及び浄化槽管理士の資格を定めること等により、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 浄化槽 便所と連結してし尿及びこれと併せて雑排水（工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。以下同じ。）を処理し、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第六号に規定する終末処理場を有する公共下水道（以下「終末処理下水道」という。）以外に放流するための設備又は施設であつて、同法に規定する公共下水道及び流域下水道並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第六条第一項の規定により

定められた計画に従つて市町村が設置したし尿処理施設以外のものをいう。

一 公共浄化槽 第十二条の四第一項の規定により指定された浄化槽処理促進区域内に存する浄化槽のうち、第十二条の五第一項の設置計画に基づき設置された浄化槽であつて市町村が管理するもの及び第十二条の六の規定により市町村が管理する浄化槽をいう。

二 浄化槽工事 浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更をする工事をいう。

三 浄化槽の保守点検 浄化槽の点検、調整又はこれらに伴う修理をする作業をいう。

四 浄化槽の清掃 浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し、その引出し後の槽内の汚泥等の調整並びにこれらに伴う単位装置及び附属機器類の洗浄、掃除等を行う作業をいう。

(浄化槽によるし尿処理等)

第三条 何人も、終末処理下水道又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条に基づきし尿処理施設で処理する場合を除き、浄化槽で処理した後でなければ、し尿を公共用水域等に放流してはならない。

2 何人も、浄化槽で処理した後でなければ、浄化槽をし尿の処理のために使用する者が排出する雑排水を公共用水域等に放流してはならない。

3 浄化槽を使用する者は、浄化槽の機能を正常に維持するための浄化槽の使用に関する環境省令で定める準則を遵守しなければならない。

第三条の二 何人も、便所と連結してし尿を処理し、終末処理下水道以外に放流するための設備又は施設として、浄化槽以外のもの(下水道法に規定する公共下水道及び流域下水道並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条第一項の規定により定められた計画に従つて市町村が設置したし尿処理施設を除く。)を設置してはならない。ただし、下水道法第四条第一項の事業計画において定められた同法五条第一項第五号に規定する予定処理区域内の者が排出するし尿のみを処理する設備又は施設については、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する設備又は施設は、この法律の規定(前条第二項、前項及び第五十一条の規定を除く。)の適用については、浄化槽とみなす。

(設置後等の水質検査)

第七条 新たに設置され、又はその構造若しくは規模の変更をされた浄化槽については、環境省令で定める期間内に、環境省令で定めるところにより、当該浄化槽の所有者、占有者その他の者が当該浄化槽の管理について権原を有するもの(以下「浄化槽管理者」という。)は、環境大臣又は都道府県知事が第五十七条第一項の規定により指定する者(以下「指定検査機関」という。)の行う水質に関する検査を受けなければならない。

(定期検査)

第十一条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回(環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数)、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。ただし、次条第一項の規定による使用の休止の届出に係る浄化槽(使用が再開されたものを除く。)については、この限りでない。

附則(平成一二年六月二日法律第一〇六号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

(既存単独処理浄化槽に係る経過措置等)

第二条 この法律による改正前の浄化槽法第二条第一号に規定する浄化槽(し尿のみを処理するものに限る。)であつてこの法律の施行の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われているもの又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるもの(以下「既存単独処理浄化槽」という。)は、この法律による改正後の浄化槽法(以下「新法」という。)の規定(第三条第二項の規定を除く。)の適用については、新法第二条第一号に規定する浄化槽とみなす。

第三条 既存単独処理浄化槽(新法第三条の二第一項ただし書に規定する設備又は施設に該当するものを除く。)を使用する者は、新法第二条第一号に規定する雑排水が公共用水域等に放流される前に処理されるようにするため、同号に規定する浄化槽の設置等に努めなければならない。

(3) 下水道法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もつて都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 下水 生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、若しくは付随する廃水（以下「汚水」という。）又は雨水をいう。
- 二 下水道 下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設（かんがい排水施設を除く。）、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設（屎尿浄化槽を除く。）又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設その他の施設の総体をいう。
- 三 公共下水道 次のいずれかに該当する下水道をいう。
 - イ 主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの
 - ロ 主として市街地における雨水のみを排除するために地方公共団体が管理する下水道で、河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を放流するもの又は流域下水道に接続するもの
- 四 流域下水道 次のいずれかに該当する下水道をいう。
 - イ 専ら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、及び処理するために地方公共団体が管理する下水道で、二以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するもの
 - ロ 公共下水道（終末処理場を有するものに限る。）により排除される雨水のみを受けて、これを河川その他の公共の水域又は海域に放流するために地方公共団体が管理する下水道で、二以上の市町村の区域における雨水を排除するものであり、かつ、当該雨水の流量を調節するための施設を有するもの
- 五 都市下水路 主として市街地における下水を排除するために地方公共団体が管理している下水道（公共下水道及び流域下水道を除く。）で、その規模が政令で定める規模以上のものであり、かつ、当該地方公共団体が第二十七条の規定により指定したものをいう。
- 六 終末処理場 下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域又は海域に放流するために下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設をいう。
- 七 排水区域 公共下水道により下水を排除することができる地域で、第九条第一項の規定により公示された区域をいう。
- 八 処理区域 排水区域のうち排除された下水を終末処理場により処理することができる地域で、第九条第二項において準用する同条第一項の規定により公示された区域をいう。
- 九 浸水被害 排水区域において、一時的に大量の降雨が生じた場合において排水施設に当該雨水を排除できないこと又は排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる浸水により、国民の生命、身体又は財産に被害を生ずることをいう。

(排水設備の設置等)

第十条 公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従つて、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設（以下「排水設備」という。）を設置しなければならない。ただし、特別の事情により公共下水道管理

者の許可を受けた場合その他政令で定める場合においては、この限りでない。

- 一 建築物の敷地である土地にあつては、当該建築物の所有者
 - 二 建築物の敷地でない土地（次号に規定する土地を除く。）にあつては、当該土地の所有者
 - 三 道路（道路法（昭和二十七年法律第八十号）による道路をいう。）その他の公共施設（建築物を除く。）の敷地である土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者
- 2 前項の規定により設置された排水設備の改築又は修繕は、同項の規定によりこれを設置すべき者が行うものとし、その清掃その他の維持は、当該土地の占有者（前項第三号の土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者）が行うものとする。
- 3 第一項の排水設備の設置又は構造については、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術上の基準によらなければならない。

（４）千葉県環境保全条例

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、千葉県環境基本条例（平成七年千葉県条例第二号）の本旨を達成するため、生活環境の保全等に関し、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、県の施策を定めてこれを推進し、及び公害の防止のための規制を行うことにより、生活環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 生活環境の保全等 大気、水、地質等を良好な状態に保持することにより、人の健康の保護及び生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）の保全を図ることをいう。
- 二 公害 千葉県環境基本条例第二条第三号に規定する公害をいう。
- 三 環境への負荷 千葉県環境基本条例第二条第一号に規定する環境への負荷をいう。

（県等の責務）

第三条 県、市町村、事業者及び県民は、千葉県環境基本条例第三条に規定する環境の保全についての基本理念にのっとり、生活環境の保全等が図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。

第二章 生活環境の保全等に関する施策

（規制の措置）

第四条 県は、生活環境の保全等のために必要な規制の措置を講ずるものとする。

（生活排水対策に係る施策）

第六条 県は、生活排水の排出による河川等の水質の汚濁の防止に関する知識の普及及び水質の汚濁の防止を図るために必要な施策を実施するとともに、市町村が行う生活排水対策に係る施策の総合調整に努めなければならない。

第三章 生活環境の保全等に関する措置等

第二節 水質の保全に関する規制等

（排水基準の制定）

（生活排水対策の推進）

第三十五条 県民は、公共用水域の水質の保全を図るため、調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の使用等を適正に行うように心がけるとともに、県又は市町村による生活排水対策の実施に協力しなければならない。

4 関連情報へのリンク

(1) 総量削減計画、公共用水域測定結果等について

- ・千葉県水質保全課ホームページ
<https://www.pref.chiba.lg.jp/suiho/>



(2) 印旛沼・手賀沼に関する各種情報

- ・いんばぬま情報広場
<http://inba-numa.com/>



- ・手賀沼水環境保全協議会
<http://www.tesuikyo.jp/>



(2) 浄化槽のしくみ解説や各種情報

- ・環境省 浄化槽サイト
<https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/>



(3) 汚水処理施設の整備計画について

- ・千葉県全県域汚水適正処理構想
<https://www.pref.chiba.lg.jp/gesui/jigyuu/osuitekiseisyorikousou.html>



- ・都道府県構想（国土交通省ホームページ）
<http://www.mlit.go.jp/crd/sewerage/keikaku/01-1-2.html>



(4) 農業集落排水事業について

- ・農林水産省ホームページ
https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/nn/n_nouson/syuhai/



・JARUS 一般財団法人地域環境資源センター
<http://www.jarus.or.jp/>

